

バンコク都との高校生交流事業の業務委託に係る 企画・提案公募実施要領

1 趣旨

本県は、2006年にバンコク都と友好提携を締結して以来、経済・環境・文化・教育・観光・青少年育成など、幅広い分野での交流を進めてきた。

2023年1月には、友好提携15周年を記念してバンコク都との間で、未来の経済発展や社会変革に貢献するアントレプレナーシップ（起業家精神）を持つ人材の育成に相互に協力して取り組むことを盛り込んだ覚書を締結した。これに基づき、「バンコク都高校生交流事業」として、両地域の社会問題に関心のある高校生を相互に派遣し、ビジネスアイデア考案を通じて国際感覚やアントレプレナーシップを持つ人材育成に取り組むもの。

標記事業を民間事業者が持つノウハウを活用して効果的に実施するため、外部委託を行うものとし、受託者を選定するための企画提案公募を次のとおり実施するもの。

2 委託業務の概要

- (1) 業務の名称
バンコク都と高校生交流事業
- (2) 業務の内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 予算規模
5,655千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 委託事業の実施期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 企画提案公募参加資格

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）が規定する者に該当しないこと
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和6年5月10日6総厚第652号）に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (6) 県内に本店又は支店、営業所等を有する者
- (7) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害すること

がないよう管理・運営を行うことができる者

4 参加申込書の提出について

提案を希望する事業者は「参加申込書（様式1）」を令和8年8月5日（水）12時までに電子メールでご提出ください。

5 質問票の提出について

提案に際し、質問がある場合には「質問票（様式2）」を令和8年8月5日（水）12時までに電子メールでご提出ください。

6 企画提案書の提出について

（1）提出書類

- ① 企画提案書：8部（任意様式、A4片面、20項以内とする）
- ② パンフレット等：8部（会社概要等がわかるパンフレットがあれば、添付すること）

（2）提出期限

令和8年8月19日（水）17時まで（必着）

（3）提出方法

郵送または持参 ※郵送の場合、到着確認が可能な方法で送付すること。

7 企画提案書の内容等について（詳細は別紙「仕様書」を参照すること）

提案対象となる業務内容について、下記の事項を記載してください。

（1）会社概要

会社概要（代表者名、事業内容、従業員数、経営規模等）について示すこと。

（2）プログラム

仕様書を参考に、実施可能なプログラムについて、提案すること。

（3）業務スケジュール

本事業の作業工程、作業フローについて、図表等を用いてわかりやすく説明すること。

（4）執行体制（業務を行うスタッフ等の体制）

本事業への取り組み体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。

（5）類似事業の受託実績

過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。

（6）見積書

見積書は詳細に項目を分け、各項目については、税抜価格で記載し、消費税は最後に積算すること。

8 審査方法

福岡県が別に定める委員により組織された『「バンコク都との高校生交流事業」受託候補

者選定委員会（以下「選定委員会」という。）』において、（１）の審査のポイントに基づき、書面にて審査を行い、点数が最も高い者を受託候補者に選定します。

（１）審査のポイント

- ①事業目的の理解度
- ②提案内容の優良性
- ③業務遂行の確実性
- ④見積もりの妥当性

（２）企画提案者が１者又はいない場合の取扱い

企画提案者が１者の場合であっても、選定委員会において審査のうえ、受託候補者として選定するか否かを決定します。

また、企画提案者がいない場合は、事業内容等を見直し、再度公募を行います。

（３）評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会において、いずれの者を受託候補者とするかを決定します。

（４）審査結果の通知

審査結果については、令和８年８月下旬を目途に文書で通知します。

９ スケジュール

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ・ 令和８年８月 ５日（水） １２時００分 | <u>参加申込書・質問票提出期限</u> |
| ・ 令和８年８月 ７日（金） ※予定 | 質問への回答 ホームページ掲載 |
| ・ 令和８年８月 １９日（水） １７時００分 | <u>企画提案書提出期限</u> |
| ・ 令和８年８月下旬 ※予定 | 審査結果通知 |

１０ 委託契約について

（１）審査の上、選定された受託者と委託契約を締結します。なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とします。

（２）委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定します。

（３）委託契約にあたっては、福岡県財務規則第１６９条の規定により「当初委託契約額（消費税込）」の１００分の１０以上の金額を契約保証金として福岡県に納めていただきます。なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還します。また、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、過去２年以内に福岡県もしくは他の地方公共団体等と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合があります。

（４）委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料等）を含むものとします。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や、備品購入など財産取得となる経費は対象外です。

1 1 その他

- (1) 応募申込書の提出後に辞退する場合は、書面(任意様式)により届け出るものとします。
- (2) 企画提案書の提出は、1 者につき 1 件に限ります。
- (3) 企画提案書の提出後、企画提案書の差替、訂正、再提出することはできません。ただし、県から指示があった場合を除きます。
- (4) 企画提案書の提出後、県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とします。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位とします。

1 2 各種書類の提出先（問合わせ先）

福岡県政策企画部国際局国際交流課東南アジア係

担当者：當山、里道

住所：〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県政策企画部国際局国際交流課

Tel：092-643-3218

E-mail：intrel@pref.fukuoka.lg.jp